

青森県海区漁業調整委員候補者審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)による改正後の漁業法(昭和24年法律第267号)(以下「新法」という。)第138条第1項の規定に基づき任命する海区漁業調整委員会の委員の候補者の選考に当たり、新法第139条第1項の規定による推薦を受けた者(以下「被推薦者」という。)及び同項の規定による募集に応募した者(以下「応募者」という。)についての審査を行うため、青森県海区漁業調整委員候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被推薦者及び応募者の審査に関すること。
- (2) その他審査委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員4名の計5名で組織する。

- 2 委員長は農林水産部水産局長をもって充てる。
- 3 委員は農林水産部農林水産政策課長の職を充てるほか、外部の有識者から知事が任命する。

(委員長等)

第4条 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、農林水産部水産局水産振興課長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、審査委員会の職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見聴取等)

第7条 審査委員会は、審議のために必要と認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることが出来る。

(報告)

第8条 委員長は、被推薦者及び応募者の審査を行ったときは、その結果を知事に報告するものとする。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、農林水産部水産局水産振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和2年10月22日より施行する。